

在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校 入学金規則

(目的)

第1条 本規則は、北京日本人学校学則第27条第2項に基づき、入学金の明確化を図ることを目的として定める。

(制定)

第2条 本規則は、学校運営理事会において定める。

(入学金)

第3条 入学金は、長子（本校に入学を希望する児童生徒について、兄弟姉妹がいる場合、その兄弟姉妹のうち、最初に本校に入学する者をいう。）は、15,000元、長子以外は9,000元とする。

2 入学金の改定は、毎年4月から12月までの学校運営理事会の議決を経て、新年度から実施する。

3 入学金は、本校入学及び編入学の時1回徴収し、小学部在校生が卒業により中学部に入学する際には徴収しない。

4 12か月以上の間を経て再度本校に入学する際には、入学金を徴収する。

5 入学金の減免については、これを認めない。

6 入学金は、手続き後新学期開始前の退学及び編入学後30日以内の退学を除いては返金しない。

(請求と領収)

第4条 入学金は、入学及び編入学に際して徴収する。

2 入学金は、現金または銀行振込みでの納入を受ける。

(改正)

第5条 本規則の改正は、学校運営理事会の審議決定をもって行う。

2004年12月17日制定

2005年 1月28日改正

2010年10月25日改正

2011年 3月21日改正

2013年 9月16日改正

2016年 4月 1日改正

2021年 6月21日改正